

**青年等就農資金の融資の円滑化について**  
(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3703 号農林水産省経営局長通知)

**第 1 目的**

農業従事者の減少、高齢化の進展に伴い、世代間バランスが大きく崩れており、将来にわたって持続的かつ安定的な農業生産を行っていくには、青年等による新規就農を強力に促進していく必要がある。

青年等の新規就農者が農業経営を開始するため、施設・機械の取得等が必要であり、そのための資金の円滑な調達が重要であるが、新規就農者は、経営実績及び経営資産の蓄積がない等のため、担保・保証人を十分に確保できず、農業経営に関する目標を達成するために必要な資金の借入れに支障をきたすことが懸念される。

このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウを活かしつつ、実質無担保・無保証人貸付（融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみを徴求する貸付けをいう。）を措置（以下「本措置」という。）することで、新たに農業経営を営もうとする青年等の施設整備等に必要な資金の円滑な融通を図り、もって青年等の就農及び定着を支援することとする。

**第 2 事業内容**

**1 対象者**

第 1 の本措置の適用を受ける対象者は、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。）とする。

**2 資金の使途**

本措置に係る対象資金は、青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 に定める資金をいう。）とする。

**3 貸付条件**

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

**4 貸付方式**

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

**5 貸付対象期間**

本措置に係る貸付対象期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

**第 3 その他**

本措置は、公庫にとって債権保全上のリスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3703 号）

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日付け 26 経営第 2972 号）

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3228 号）

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 経営第 3034 号）

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 経営第 3422 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 2734 号）  
この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 2527 号）  
この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 経営第 3399 号）  
この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 経営第 2987 号）  
この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。